

令和3年第7回定例会  
(2日目)

津別町議会会議録

令和3年第7回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和3年9月3日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和3年9月17日 午前10時00分

閉会日時 令和3年9月17日 午後2時51分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	千葉 誠	○
総 務 課 長	近野 幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川 波江	○
防災危機管理室長	宮脇 史行	○	農業委員会事務局長	迫田 久	○
住民企画課長	小泉 政敏	○	選挙管理委員会局長	近野 幸彦	○
住民企画課長補佐	加藤 端陽	○	選挙管理委員会次長	丸尾 達也	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	監査委員事務局長	松木 幸次	○
保健福祉課長	森井 研児	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
産業振興課長	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	中橋 正典	○			
建 設 課 長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会 計 管 理 者	藤原 勝美	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松木 幸次	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	7番 佐藤 久哉 8番 高橋 剛
2			諸般の報告	
3			一般質問	
4	同意	5	津別町教育委員会委員の任命について	
5	議案	48	津別町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	
6	〃	49	津別町合葬墓条例の制定について	
7	〃	50	津別町コミュニティバス条例の制定について	
8	〃	51	津別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	52	津別町情報公開条例及び津別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	53	津別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	54	津別町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	55	津別町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	56	工事請負契約の変更契約の締結について (下水道管理センター建築改修・耐震補強工事)	
14	〃	57	工事請負契約の変更契約の締結について (下水道管理センター機械設備改築更新工事)	
15	〃	58	津別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	
16	〃	59	令和3年度津別町一般会計補正予算(第4号)について	
17	〃	60	令和3年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	
18	〃	61	令和3年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	
19	認定	1	令和2年度津別町一般会計決算の認定について	
20	〃	2	令和2年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
21	〃	3	令和2年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
22	〃	4	令和2年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	
23	〃	5	令和2年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について	
24	〃	6	令和2年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について	
25	意見書案	7	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について	

日程	区分	番号	件名	顛末
26	意見書案	8	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について	
27	〃	9	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書について	
28	〃	10	北海道に高レベル放射性廃棄物最終処分場の受け入れ拒否を求める意見書について	
29	報告	7	令和2年度財政健全化判断比率の報告について	
30	〃	8	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告について	
31	〃	9	北海道つべつまちづくり株式会社の経営状況について	
32	〃	10	例月出納検査の報告について（令和2年度5月分、令和3年度5月分、6月分、7月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

7 番 佐藤 久哉 君      8 番 高橋 剛 君

の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松木幸次君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

第 1 回目の報告から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第 2 回報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告の順に従って順次質問を許します。

6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君）　〔登壇〕　議長に発言のお許しをいただきましたので、先に通告の内容に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項は、難聴者を対象にした補聴器購入の助成についてであります。

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近ではうつ病や認知症の最大の危険因子になることも指摘されています。

音を感じる細胞が少なくなってくる状態のもとでも、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにしてくれるのが補聴器です。このことを踏まえ、次の点について伺います。

一つ目、高齢化比率は内閣府の「高齢社会白書」によれば、2025年には高齢化率が30%になると言われています。津別町は今後どのように推移すると考えるかお伺いしたいと思います。

二つ目、WHO（世界保健機関）が「高齢者の生活の質を阻害する疾病」を10種かかげていますが、その中に難聴や視力障害が入っており、視聴覚障害は高齢者の生活に大きく関わってくるのがわかります。国立長寿医療研究センターの調査によれば、全国の難聴有病者は65歳以上で約1,500万人、実に45%になると言われていますが、津別町の現状はどのようになっているのか伺いたいと思います。

三つ目、厚生労働省の統計によれば、2025年に認知症は700万人、軽度認知障害（認知症の予備軍）も700万人、合計1,400万人です、これは42%です。これだけ多くの方が難聴と認知障害をもつようになってくるわけですが、津別町は今後どのように推移すると考えるか。

四つ目、新オレンジプランでも、認知症の危険因子としてあげられているのが、加齢、遺伝、高血圧、糖尿病、頭部外傷、喫煙、そして難聴です。防御するための方策としてあげられているのが、運動、食事、余暇活動、社会的参加、認知訓練、活発な精神活動です。そのためのコミュニケーションツールとして「補聴器」が大事になってくると考えられています。全国での補聴器購入補助は43自治体、北海道では9市町



村と伺っています。津別町は今後、補聴器購入補助に関しての考えはどうか。

以上、お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 巴君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、難聴者を対象にした補聴器購入費の助成についてお答え申し上げたいと思います。

はじめに、本町の高齢化比率の推移予測についてですが、昨年策定しました「第2期津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」でお示したとおり、2025年には46.7%、2030年には47.5%、2040年にはピークとして48.1%となり、以降2060年まで緩やかに減少していくと推計しているところです。

次に、65歳以上の難聴有病者数についてですが、本町においては把握しておりませんが、現在、65歳以上の聴覚障害による身体障がい手帳を保持されている方は26名となっております。

次に、本町の認知予備軍と認知症の推移予測についてですが、町単独での予測は行ってはいませんが、認知症を含めた要介護及び要支援者数は、高齢者数に対し令和2年度は17.9%であり、東京都健康長寿医療センターの計算方式を用いれば、令和5年度は19.2%、令和12年度には22.4%になると予測しているところです。

次に、補聴器購入に係る購入補助についてですが、新オレンジプランでは「難聴が認知症の危険因子とされている」とされており、同時に「認知症の病態解明、メカニズムの解明を通じて予防法、診断法、治療法の研究開発を推進する」としているところです。

このため本町では、新オレンジプランにおいて予防につながる可能性が高いとされる「運動、口腔機能の向上」など、現在、町で取り組んでいるサロン活動、高齢者の歯科検診、転倒予防教室、100歳体操などを継続して取り組むこととしております。補聴器の購入補助については、国の動向を注視しつつ、全国市長会が国の公的補助として制度化するよう要望しておりますので、町村会においても要望できるよう機を見て提案していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君）　〔登壇〕　今、2025年には高齢化率が46.7%、2030年には47.5%、2040年がピークで48.1%、その後は穏やかに減少していくとのことですが、津別町の7月末現在の高齢者1,987人で、高齢化率45.22%でした。人口減が年間100人とする、2025年の4年後には3,994人とし、高齢化率を先ほどの46.7%とすると1,865人の高齢者となります。

そのことについて、次の2番に入りますけども、難聴有病者が把握されていないということで、全国の推計から45%からの高齢者1,865人を計算して839人の予測となります。津別町人口全体の様子から見て21%に相当します。つまり5人に1人以上が難聴有病者となります。このことについて何かありましたら、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　先ほども申し上げましたとおり、現在持っている計画数値では、このような形になるということでお示しをしております。その後、当然、長い期間の中で、昨日のご質問にもありましたように分母が減ってくれば、当然、数値もパーセントも上がっていきます。子どもの数も少なければ、当然その部分も分母が少なくなっていくので、それは上がってくるかというふうに思いますけれども、一方で、その移住策だとか、昨日も議論がいろいろ出ておりましたけれども、子どもを産める環境の整備だとか、さまざま含めてパーセントだけでいけばこういうようなことに、子どもの出生の推定率等も勘案しながら出している数字ですので、その人口規模等々からいくと、こういう数字になるのではないかということでお示したので、巴議員のほうは巴議員のほうで計算をされたものだというふうに認識しております。

○議長（鹿中順一君）　6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君）　〔登壇〕　以上を踏まえまして3番のほうに移りたいと思います。

認知症を含めた要介護及び要支援者数は、高齢者に対し令和2年度17.9%であり、東京都健康長寿医療センターの計算方法が用いられて、令和5年度は19.2%、令和12年度には22.4%になると予想してもらいました。

ヨーロッパの高齢化の数、難聴者の数の予測から、日本の人口に置き換えてみますと、2025年には、少なくとも1,400万人の方が補聴器が必要な難聴者になると予想し

ています。これに先ほどの42%からの予測で、津別町では1,677人が補聴器の必要な難聴になるとされ、認知症は838人、軽度認知障（認知症の予備軍）も838人、合計の1,667人と推定されます。

そのことを踏まえながら4番に入っていきたいと思います。

先ほど新オレンジプランにおいて、予防につながる可能性が高いとされる運動、口腔機能の向上など、現在、町で取り組んでいるサロン活動、高齢者の歯科検診、転倒予防教室、100才体操などを継続して取り組むこととしていると述べられました。

補聴器の購入助成については、国の動向を注視し全国市長会が国の公的補助として制度化するよう要望していること、町村会においても要望できるよう機を見て提案したい考えもわかりました。

アメリカメリーランド州のジョンズ・ホプキンス大学のフランクリン先生の研究で、難聴は高齢者の認知機能低下に関与するという報告をしました。25デシベルの聴力低下に伴う認知機能の低下は、7歳の経年変化とほぼ同等であるという内容です。25デシベルということは、正常の聴力から考えると中等級の難聴に相当します。つまり、そろそろ補聴器をつけたほうがいいかなと感じるような難聴を、そのまま放置しておくと、7歳年上の方の認知機能と同じくらいになってしまう。7歳早く認知機能が悪くなるということです。

ほかにも6.7歳認知機能が悪くなるという調査結果や、難聴者の認知機能の低下は、正常聴力者よりも32%早いという報告もあります。このことから国の制度化を待つ間、独自で対応できないか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ご質問の中に、道内でも9市町村が実施しているということもございました。近隣、オホーツクでは北見市が実施をしておりますけれども、こことも聞いてはおりますけれども、大体4万4,000円ぐらいの補助ということで、いわゆるポケット式の軽いもので、そういう形です。申請件数についても、去年は2件というようなことであります。さらに今、巴議員がおっしゃっている部分については、だんだん聞こえが悪くなってきて、お医者さんに診てもらって、そして補聴器屋さんに行って買うという形になると思います。大体の感じですが20万円から30万円

ぐらいのものがつけられているのかなというふうにも思いますけれども、その上でいけば、もう際限なく高い補聴器もありますけれども、どこまでどういうふうに助成していくのかというのを含めて、これは保険対象にするだとか、そういうところをぜひとも国のほうでも考えてほしいということで、際限なく幾らじゃあ今の形でいけば、仮に2万円、3万円補助をしても焼け石に水みたいな格好ですので、根本的なところが必要になってくるというふうに思いますので、全国市長会では要請しておりますけれども、あわせて町村会でも、それは全国のそういう方たちに影響が出るものですからすべきではないでしょうかということ、お話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 先ほどの25デシベルというようなことを言いましたけれども、難聴の程度とデシベルの関係で、20デシベルまでが正常聴力、40デシベルまでが軽度の難聴、40デシベルから70デシベルまでが中等度の難聴、70デシベル以上が高度の難聴としております。

両方の耳が70デシベルを超すと身体障がい者として該当し、等級は6級になります。人間の感覚の中で、目は非常に大切です。視覚と認知症の関係も科学的な根拠をもって指摘されています。

ただ、新オレンジプランになぜ目ではなく耳が入ったかということを考えてみますと、聴覚というのは、言葉を聞いてそこで思考して、情動反応が起きるということです。耳に音が入ってから脳の聴覚野に刺激が届くまでに、少なくとも7本の神経を乗り継いで情報を伝えています。

これに対して、視覚の場合は情報を伝えるために使う神経は、2本だけだそうです。聴覚というのは、それだけネットワークを複雑につくっていくわけですが、そのため聴覚がより認知症の危険因子として補聴器の使用が推奨されているわけです。

補聴器購入補助は、管内では、先ほど町長のほうからおっしゃられましたけれども、北見が現物支給を実施しているそうであります。

それで、アルツハイマー病協会国際会議の結果をまとめた論文、認知症の予防介入とケアが発表され、認知症の65%はいろいろな介入をしてもどうしても進んでしまう。

しかし、残りの3分の1は、介入が可能であると述べています。認知症の要因と介入の内容については、さまざまあげられていますが、中年期で1番多いのが難聴で9%だそうであります。それに介入することは、認知症を予防していく上で非常に有効であるという論文がなされています。そのことを踏まえて、早期に先ほどおっしゃられていましたけれども、再度検討はどうかということをお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この件につきましては、巴議員が所属しています御党のほうでも全国的にいろいろ取り進めているというのは、経過はよく承知しているところであります。そういった中で、皆さんもやはり額が額になってきますので、本来的には、やはり国の制度としてしっかり持つべきではないかということで進めているところでありますので、町のほうとしても、それに歩調をあわせるような形で進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

難聴は確かに認知症につながっていくというふうに、オレンジプランでも言われております。私の母親も障がい2級ですから、難聴の補聴器の入れ替えだとか、そういうのでも一緒について行っていますけれども、本当に半端ないほどの金額のものを提示されると、だんだんオプションもいろいろつけてくるような形になると、これは大変な金額だなというのが自分でもよく承知しております。私自身も、もう70歳を過ぎましたので、聞こえがちょっと悪くなってきているのは自覚しているところでありますけれども、自分でできることはやりつつも、そして制度的には、やはり必要なものであろうというふうに認識しておりますので、全体で取り組めるような形でお話をさせていただきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 先ほどサロンの関係とか、いろいろ100才体操とかいろいろ言われていましたけれども、そういうコミュニケーションに参加するという立場に立った場合に、ちょっと耳がだんだんだんだん聞きづらくなってきたとか、そういう場合におきまして、健康体操とかに出たいんだけど、耳が不自由なものだから、どうしても参加するのにおっくうになるという声も聞いております。そういう観点からも早急に検討をいただきたいなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほどから申し上げているとおりのお答えになると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] そういうことを、一応、国に働きかけているという状況もあるかもしれませんが、やっぱり今後、津別町の高齢者の比率も高い、高齢者が認知症になる基準が高いということでもありますので、早急な検討をお願いしたいということで終わらせていただきます。

何かあれば。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 認知症対策としてサポーターの方たちの数もどんどん増えてきています。オレンジ色のリングを手首につけて、サポーターですよということで研修も受けられて、町としても、そしてボランティアの方たちにも大変助けられながら、今、日常が送られているのではないかなというふうに思うところです。これは、私どもも進めていきますけれども、ぜひ御党におかれましても、国会論戦の中でそれが実現するように尽力いただくことをお願いしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 次に、9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] ただいま発言のお許しをいただきましたので、先に通告の1項目につきましてお尋ねさせていただきたいと思います。

北海道では今年、ヒグマによる被害者数は記録に残る1962年以降、過去最多となる見通しとされております。ヒグマの生息地域と人里を隔てていた緩衝地帯が消滅したとも言われているところであります。

本町においても8月7日には、畑の草刈りをしていた60代と30代の女性がヒグマに襲われるという被害が起きております。畑からわずか150メートルほどの所に民家がある場所だというふうにニュースでも聞き、衝撃を受けたところであります。

全道もこのような被害が発生しておりますが、津別町もこれまで人里に近く出没したことは聞いております。ですが、人や家畜への被害はなかったものと記憶しているところであります。

そこで、津別町のヒグマ対策について3項目ほどお尋ねをさせていただきたいと思  
います。

一つ目、津別町の出没状況と駆除数及び農業被害についてお尋ねをさせていただき  
たいと思います。できれば過去5年間含めた数字があればお願いをしたいというふう  
に思います。

二つ目として、このような背景で、今後、人里へ頻繁に出没するようになったとい  
う、この背景についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

三つ目として、これまでのヒグマ対策とこれからの本町の被害防止対策について、  
お尋ねをさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、ヒグマ対策についてお答え申し上げます。

はじめに、ヒグマの出没、駆除、農業被害についてですが、ここ5年間のデータに  
よりますと、まず出没状況は、平成29年度17件、平成30年度32件、令和元年度31  
件、令和2年度43件、令和3年度は9月9日現在で53件と年々増加しています。

駆除頭数は、平成29年度10頭、平成30年度16頭、令和元年度16頭、令和2年度  
7頭、令和3年度は9月9日現在で19頭となっています。

農業被害は、平成28年度被害面積3.9ヘクタール・被害額269万1,000円、平成29  
年度被害面積35.9ヘクタール・被害額73万4,000円、平成30年度被害面積13.2ヘ  
クタール・被害額249万円、令和元年度被害面積27.6ヘクタール・被害額637万6,000  
円、令和2年度被害面積36.8ヘクタール・被害額1,029万6,000円で、被害作物につ  
きましては、小麦、ビート、デントコーンとなっているところです。

次に、ヒグマの人里への出没の背景についてですが、北海道は、ヒグマ絶滅の懸念  
から昭和41年より行ってきた「春グマ駆除」を平成2年に廃止したことから、現在、  
ヒグマの分布は大きく回復し、道内全域の森林に広く生息するようになった一方、農  
業被害が増加傾向になるとともに市街地など人間の生活圏への出没が増加しておりま  
す。

雄の成獣の1年間の行動範囲はかなり広く、数百平方キロメートルまたはそれ以上と言われておりまして、雌の場合は数十平方キロメートル程度と比較的狭く、毎年同じ地域を利用していることがわかっております。

ヒグマは学習能力が高く、ドングリが豊作の年とそうでない年を判断し、行動範囲の中でどの時期に何が食べられるかを覚えていると言われております。これは山林に限らず農地に対してもそうであり、一度農地で作物を食べたヒグマは、毎年同じ農地に出没することが明らかになっています。

ヒグマは犬よりも優れた嗅覚をもっており、後ろ足で立ち上がるのは攻撃のためではなく、様子を探るために鼻を高い位置に上げ、周囲の匂いをかいでいると言われております。ごみや廃棄作物を放置すると、その鋭い嗅覚で出没するようになると言われております。

次に、これまでの対策と今後の対策についてですが、これまでは、道が示す「ヒグマ出没時の対応方針」に基づきまして、ヒグマの出没場所が民家や施設などに近いかどうか、交通量や歩く人はいないかなど、周辺環境や状況により対応を行ってきたところです。また、町民に対しては、ささえネット、ホームページ、広報車による呼びかけを行ないまして、観光施設の利用者に対しては、看板などを掲示して注意喚起を行ってきています。

ヒグマは一頭一頭に個性がありまして、全ての個体が人とあつれきを起こすわけではありませんが、何らかの理由で農作物や生ごみなど人為的な食べ物に執着したり、人間を恐れなくなっただけの「問題グマ」が農業被害を引き起こしたり、市街地や農地に出没するようになっています。

このため、農業関係の対策としては、「電気柵」を張り、その衝撃をクマに学習させ農地などへの侵入を防ぐこと、出没している場所周辺の「藪を刈り払い」ヒグマの身を隠せる場所をなくし、見通しをよくすることにより、安心して農作業が行えるよう対策をとっております。また、規格外の収穫物や家畜飼料などの農畜産廃棄物の放置もヒグマを引き寄せる原因となりますことから、適正な処理や管理をすることとしております。

ヒグマの行動で問題の程度を適切に判断いたしまして、「問題グマ」と判断した場合



は、駆除しない限りは人とのあつれきが継続するため、有害鳥獣として捕獲することになります。こうしたヒグマをつくらない取り組みこそが重要でありますので、今後とも関係機関・団体と連携しながら、さらに対策を徹底してまいる考えでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] それでは、1項目めの関係につきまして再度お尋ねさせていただきたいと思えます。

今、この出没状況・駆除の状況のことについてお答えいただきました。これを見ますと年々増えているということは明らかであります。

そこで、この出没状況の情報というのは、どのように町は得ているのか。

それから、この駆除の関係でございますが、駆除につきましては、どのような情報を得て駆除をしたのか、また、できれば駆除の方法も、もしどのようにライフルを使ってやった数だとか、くくり罠などいろいろあると思えますけれども、どういう方法で駆除がされたのかお尋ねをさせていただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（中橋正典君） まず情報の入り方というか、得方なんですけれども、役場のほうにクマを見たということで一般の人から情報が入ったり、また警察に直接目撃情報が入る場合があります。警察を介して役場のほうに連絡が入る、あとは農家のほうから直接目撃情報として役場の担当に入るという、この三つに大きくはなるかなというふうに思えます。

また駆除の流れですけれども、多くは畑周辺、農家からの通報が主になるのですが、基本的に駆除までの流れとしましては、発見した農家から役場の担当のほうに出動要請があります。そして役場のほうから猟友会、ハンターのほうに駆除の要請をかけます。ハンターが現場に行き駆除を行い、最終的には駆除した全個体、ヒグマについては、道総研のほうに、いわゆる検体として提出をしています。ちょっと具体的に言うと検体の提出の中身については、歯、大腿骨、肝臓を全てデータ化しているということで、それを提出しております。

あと駆除の方法ですけれども、主にライフルというふうになります。もう一つは箱罠

ということで、その大きく二つで駆除を行っています。内訳を言いますと、今年については箱罾が1件、あとは全てライフルによる駆除というふうになっています。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君）〔登壇〕今年につきましては、9月9日現在で53件の出沒と、19頭捕獲されているというふうにお答えいただきましたけども、この19頭につきまして、全部成獣なのか子グマも含まれているのかお聞きしたい。あわせて雄・雌の数がわかればお答えいただきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（中橋正典君） 19頭の内訳ですけども、7頭が雌、残りが雄というふうになっています。

成獣か子グマかという区分ですけども、半分ぐらいが子グマ、あと残り半分が成獣ということで、1番大きいものでは、今年、雄の330キロというものも捕獲されています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君）〔登壇〕わかりました。

それで再度お聞きしたいのは、町内でこのように出沒も多くなっていると、捕獲された頭数も多くなっていると、主に津別の地域で集中しているというか、特に多く出ている場所というのは特定されているのかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（中橋正典君） 今年の実績を見ると、ここで多いということにはなっていません。二又でも最上でも、上里でも活汲でも、共和でもということで、町内全域と言っていいという報告にしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） わかりました。ということは全町的にこういう状況が出ているということで理解できました。

それでは、次の２番目の、どのような背景でということでお答えをいただいたところでは、

特に、今、町長のほうから、春グマ駆除の廃止が平成２年に多分廃止されていると思います。それから今年で３０年が経過するわけなんですけども、その当時から３０年たって全道の生息数が倍になったというふうに言われているところです。現在の推定頭数で言えば１万 １,７００頭という道のホームページにも出ておりますけども、これは昨年のデータで生息数が１万 １,７００頭と、この春グマ駆除廃止でおそらく増えたというふうに思われますが、把握しているかどうかはわかりませんが町内のエリアには、どれぐらい生息しているのか、町のほうでつかんでいるのかお伺いしたいと。

かつ、毎年このように駆除をするわけなんですけども、この増えることについての、先ほど対策や何かを３番でお伺いしておりますが、道のほうからだとか、そういうものから、この対策について先ほど町長のほうからお伺いしておりますけども、道のヒグマ管理計画なるものが平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年計画を道のほうで立てていると思われま。

そこで、来春改定するという事で道は方針を立てておりますが、これに対して町もこの改訂する道の対策強化について、今現在、来春、道が管理計画を見直すというふうになっておりますので、これから町のほうとしても、できればそれに沿って対策強化について考えていただきたいと思いますが、この点について、どこまで町のほうで把握しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず町内の生息数につきましては、先ほど町長の答弁にあったとおり、雌グマ・雄グマとも行動範囲が広いというふうなところで、町内の生息地についてはちょっと把握と言いますか推計はさせていただいておりません。

先ほどありました議員がおっしゃっている道の管理計画でございます。新聞等々でもいろいろ報道されておりますが、まずクマが頻繁に出てくる原因として、個体数が増になったというふうなところで町長のほうで答弁させていただいたと思うんですが、それに対しての道の管理計画というものは、議員のご指摘のとおり、来春改定される

ものだと思います。その中で一つ大きく変わっているのは、今まで、それを直接被害がないものについては駆除の対象ではないというふうなものだったのですが、今度の改定の中におきましては、人里近くに現れていて、先ほど補佐の答弁でありました問題グマというふうなところの個体、問題グマというカテゴリーに上げるクマの基準が少し緩くなったと言いますか、厳しくなったと言いますか、要は、今まで駆除できなかったクマも駆除できるというふうに改定をされると聞いております。

そうしたところを含めると、やはり本町におきましても駆除に対するクマの個体の確認等々ができる、今は農作物に被害があつてからの駆除というふうな形をとらせていただいておりますけども、発見して、それで人里近くに来るというふうなのが確認できたら駆除の対象とするというふうになるのかなというふうに思っています。

そうなれば本町としてもまだ駆除の頭数が上がり、本町において今年度認めていただきました駆除の報償等々がありますので、そういったところも猟友会のほうにご協力をいただきながら、地域的に安全対策を取っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君）〔登壇〕 ありがとうございます。

そこでお尋ねしたいのですが、津別町の猟友会のハンターですが、年々高齢化が進んでいるというふうに聞いておまして、なかなかハンターの担い手がだんだんいなくなっているというふうに聞いておりますが、クマを駆除できるハンターというのはどれぐらいいるかちょっとわかりませんが、そのあたりの対策について考えがあればお伺ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（中橋正典君） まず私のほうから、猟友会の会員数などの状況をちょっとお知らせさせていただきます。

会員数としましては36名います。そのうちヒグマを駆除できる、ライフル銃の免許を持っている者が19名になります。猟友会の平均年齢としましては59歳というふうになっています。その多くは60代、70代なんですけども、60代が11名、70代が10名というふうになります。

また、いわゆる若い人を育てたいという意味も込めまして、狩猟免許の取得を支援するという意味で、今年の春から町のほうで制度をつくっております。

今現在、まだこの制度の利用実績はないのですが、相談という形で今2件ということで報告をさせていただきます。

お願いします。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） [登壇] わかりました。

先ほど来、年々こういう状況は増えるということは間違いありませんので、対策とともに駆除のほうも強化していただきたいなというふうに思います。

次に3番目のほうについてお伺いしたいと思います。

この対策でございますけれども、全道的にこの対策については、それぞれの自治体で対策を練っていると思われま。津別町としては、先ほどお答えいただいた対策を行っているとお聞きしたところです。

特に町が行っているささえネット、ホームページ、広報車による呼びかけをしていると。かつ、町外から来られる方も多いためと思われま。看板等も設置していると、そういうふうにお伺いしております。

ただ心配されるのは、山菜とりに山に入られる方は高齢者が多いため、そういう中から、その対策も今後練る必要があるのではないかなと。各自治会の回覧だとか、かわら版だとか、そういうものを使って、特にクマの出没の多い季節、時期だとか、それあたりを重点的に町民に周知するだとか、特に1番目でお伺いした出没状況だとか駆除の状況も、やはり随時どこで捕獲したのか駆除したのか含めて、そういうものを町民にきちっと知らせることが必要ではないかと思いますが、その点について、今後、おそらく減ることはない状況が生まれていますので、今後、今やっている以上にどういうふうに進める考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 山菜とりは本当に危険で津別でもありましたけれども、これはしっかり自覚をしていただけないと危険な場所にわざわざ入って行くような形になりますので、そこはまたさまざまな形で注意喚起をしていきたいなというふうに思い

ます。

昨日の北海道新聞をもうお読みになったと思いますけれども、研究林でのクマの長年の研究発表の記事が載っておりました。そこで平成2年に春グマ駆除がいったん終了したということで、その間に、その地域の研究林ではヒグマの頭数がゼロになったと、そしてまた後ですっといろんな各地から来たということです。春グマの駆除ということは、いわゆる寝込みを襲う、寝ている冬眠中のところを駆除するという形になります。その新聞記事によりますと、また道のほうで駆除期間を長くするという記事も載っていましたので、検討するということでしたので、それにあわせて今、平成30年にヒグマ出没地の対応方針というのが北海道から出ておまして、これに基づいて町のほうも対応しているところですよ。フローチャートがあって、発見、通報から次はどうだ、どうだということがフローチャートでチェックをしながら進めていくような形になっています。出没した場所や状況など、有害性の段階に応じて鳥獣被害対策実施体の対象鳥獣捕獲員など、捕獲従事者に対して出動を要請すると。広報などによる住民への注意喚起、出没場所、周辺での標識の設置など、必要な対策を講ずることということで指示をされている、方針が出されて、これに基づいて進めているわけなんですけれども、出た所に看板を設置するというのはこれまでも、特に去年やったりしておりますけれども、広報等で、どこで駆除されたということも議員のおっしゃるとおり、それもやはり皆さんから見れば、ここの所は出るんだなというところはよくわかっていただけるのかなというふうに思いますので、それはこれからそのような形で進めるように検討させていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 〔登壇〕 わかりました。

それで、おそらく農業機関だとか関係機関との連携が欠かせないと思いますけども、最近になって被害対策についてスマート化が今実証実験されているという情報を聞いておりますが、津別のJAなのかはちょっとわかりませんが、津別町はこの実証実験が進められているのかどうかお伺いしたいのと、このスマート化というのは、どういう形でやられるのか、もしわかればお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） それでは、私のほうからお答えいたします。実証実験につきましてはJ Aつべつが主体となりましてNTTとともにやっております。場所等につきましては、陸別に近いほうで行っております、地域名についてはちょっと具体的にはお答えできません。

その中で、内容につきましては、まず鹿とクマというふうな形で行っております。

今、クマにつきましては箱罟を設置しております、その箱罟の所に中に入れば上からシャッターがドンと閉まるというふうな仕掛けでございます。それについて入れれば入ったよというような形で携帯電話の電波を通じましてJ Aのほうに通報されるというふうなところでございます。通報されれば速やかに猟友会により駆除を行うという仕掛けのものでございます。

鹿につきましても、大きな鹿の罟をつくりまして、その中に鹿が入れば、また通知されて、ゲートが閉まって鹿を捕獲するというふうなものでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 〔登壇〕 わかりました。

それで全道的に市街地に出没するのは川を伝って来ているのが多いと、いわゆる市街地に出るといえるのは、札幌、旭川といろいろ情報を聞いておりますけども、川を移動して市街地に出て来るといえるのが多いというふうに聞いております。

津別町もご存知のとおり大きい河川が5本走っております。これから札幌、旭川だとか、そういう所に似ていることが起きるのかどうかわかりませんが、今後、そういう対策もあわせて町のほうで検討していただきたいということを申し上げて質問のほうを終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 本当に札幌なんかも町の中を堂々と走って歩くというのは非常にショッキングなものが流れたりしているところです。だんだん、やはり山にドンダリがなくなってきたというのはよく言われますけれども、緩衝地帯と言いますか、野辺の送りの野辺だとか野良だとか、そういう所がやっぱりだんだんなくなってきた

のかなど。直に入って来るという形が進んで来ているなどと思います。

この間、高橋道議とひょうの被害をずっと見て回ったときに、クマの話題にもなりまして、どうしたらいいかなという話になって、農協の組合長だとか改良普及センターの人たちもいましたので、思い切って、例えば山の奥にクマが食べに来られる畑をつくるかということも冗談で話されたのですが、あながちそれもありなのかななんて、そんなことも感じたところでもありますけれども、やはり住民の皆さんには危険は伝えるところはしっかり伝えて、そして専門家の情報をしっかりいただいて対処方針をしっかり練り上げて進めてまいりたいなと思っています。

先ほどお話もありましたけれども、報告をいたしましたけれども、まだ津別は駆除をする側の猟友会の皆さんは本当にたくさんおりまして、36人のうち19人がライフルを持っているというのは、道央のある村の村長と話をしたときは、うちは1人しかいないと言って嘆いていましたし、また道北のほうの島のほうへ行くと、そういう猟友会そのものがないということで、稚内のほうから来てもらって、どうもクマが泳いで渡って来たようだということで一時期ニュースにも載っていましたが、駆除する人がいないということで、ほかの地区から応援に来てもらったりという、そういう苦勞をされている話を聞かされましたけれども、津別の場合は、ライフル銃を持たれている方が19人いるということで非常に危険な場所に行かなくてはならないのですが、そういう猟友会の皆さんともしっかり連携をとりながら、いざというときには力になっていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時 15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。



◎同意第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、同意第5号 津別町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました同意第5号 津別町教育委員会委員の任命につきましてご説明申し上げます。

現教育委員の中で、松平範慶氏の任期が本年9月30日をもって満了となりますので、再度、松平範慶氏を津別町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして議会の同意を求めるものであります。

ご承知のとおり、松平氏は人格、見識はもとより、平成17年10月より現在まで4期16年にわたり教育委員を務められ、経験も十分豊富であることから適任であると判断させていただいたところであります。

なお、住所及び生年月日は議案書に記載のとおりでありまして、任期は令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間となります。

以上、ご説明いたしましたので、ご同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これから同意第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

◎議案第 48 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 48 号 津別町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

菅原住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（菅原文人君） ただいま上程となりました議案第 48 号についてご説明申し上げます。

説明資料の 1 ページをご覧ください。

制定理由としては、新しい過疎法として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されましたので、その適用に伴う固定資産税の課税免除を行うための条例を制定します。

条例の概要としては、課税免除に必要な事項について定めておりますが、旧過疎法からの変更点を中心にご説明します。

対象業種ですが、旧過疎法の製造業、旅館業、農林水産物等販売業のほかに、情報サービス業等が追加されました。

取得価額要件は 2,700 万円超から製造業・旅館業は、資本金の規模が 5,000 万円以下までは 500 万円以上、5,000 万円から 1 億円以下までは 1,000 万円以上、1 億円を超える場合は 2,000 万円以上となります。

農林水産物等販売業・情報サービス業等は、資本金の規模に関わらず 500 万円となります。

対象となる設備投資は、新設、増設のみから、取得、製作、建設で、建設等については増築、改築、修繕、模様替えのための工事による取得または建設を含むこととなりますが、資本金の額が 5,000 万円を超える法人は新設、増設のみとなります。

減免期間は、最初に課税免除を行った年度から 3 年度で、こちらのほうは変わりありません。

適用期間は、令和 6 年 3 月 31 日までとなります。

では、次のページから条文についてご説明します。

第 1 条は趣旨規定で、この条例は、先ほどご説明した免除対象設備投資の取得等に

対しての課税免除について必要な事項を定めるものとしています。

第2条は、第1項で課税免除についての内容を第2項で減免期間を3年度と規定しています。

次のページに行きまして、第3条は、課税免除の申請について。

第4条は、取り消しについて規定しております。

第5条は、規則への委任についての規定となります。

附則としまして、第1項で施行期日は公布の日からとし、第2項は旧過疎条例の経過措置、第3項は令和6年3月31日限りまでの失効規定で、ただし書きで失効した際の経過措置について規定しております。

議案書にお戻りいただきまして、ただいまご説明しました内容について条文としたものです。

以上、議案第48号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、議案第49号 津別町合葬墓条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

菅原住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（菅原文人君） ただいま上程となりました、議案第49号についてご説明申し上げます。

説明資料の5ページをご覧ください。

制定理由としては、津別町合葬墓の新設によるもので、条例概要としては、設置及び管理について必要な事項を定めております。

条文についてご説明します。第1条は、この条例の趣旨であり、合葬墓の設置及び管理について必要な事項を定めるものとしています。

第2条は、この条例に使用する用語は、墓地、埋葬等に関する法律において使用する用語の例のほか、合葬墓は一つの墳墓に複数の焼骨を埋蔵する施設、芳名碑、合葬墓に埋蔵されている者の氏名を彫刻した石板（芳名石板）を掲示する施設、生前予約、自己の焼骨を合葬墓に埋蔵することについて、生前に使用申請を行うことと定義しています。

第3条は合葬墓の名称及び位置を定めており、名称は津別町合葬墓、位置を津別町字豊永43番地1 津別共同墓地内としています。

第4条で使用者の資格について規定しており、死亡時において津別町に住所を有していた親族の焼骨の埋蔵を希望する者、津別町に住所を有する者であって、親族の焼骨の埋蔵を希望する者、津別町に住所を有する者であって、生前予約を希望する満65歳以上の者、津別町内の墓地から合葬墓へ改葬を希望する者としています。

第5条は使用許可について規定しており、第2項で生前予約を希望する者は、使用許可の申請時に自分の焼骨を合葬墓に埋蔵する者を主宰者として届け出なければならないとしております。

第6条は芳名碑の使用について希望する者は、合葬墓に埋葬した者の氏名を彫刻した芳名石板を掲示することができ、芳名石板の作成及び設置にかかる費用については、使用者等の負担とします。

第7条は使用料で、別表に掲げる使用料、合葬墓、焼骨1体につき6,000円、芳名碑、掲示1件につき9,000円とします。

第2項では減免規定について規定しております。

第8条は焼骨の不返還。

第9条は使用許可の取り消しについて規定しております。

第10条は、使用許可の失効について、第1号で生前予約者が死亡した日から起算して3年を経過しても埋蔵されない場合、第2号で生前予約の使用許可を受けた日から起算して20年を経過しても焼骨の埋蔵が行われなかったとき、ただし、生前予約者が生存していることが確認できた場合を除く場合に効果を失うこととしています。

第11条では損害負担。

第12条は、規則への委任についての規定となります。

附則として、第1項としてこの条例は、令和3年12月1日から施行することとし、第2項として準備行為としてこの条例の施行前においても合葬墓を供用するために必要な行為は行うことができる規定を設けております。

議案に戻っていただきまして、ただいまご説明しました内容について条文としたものです。

以上、議案第49号の内容についてご説明を申し上げましたので、ご承認くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） 何点か質問させていただきたいと思います。

多分、規則で定めるようになるかなとは思いますが、施行期日が12月1日からとなっておりますが、実際に納骨ができる期間というのは定めるようになるのか、あるいは納骨できる曜日、そういった部分で、今指定する日があるのかどうか、それが1点目です。

それと2点目は、納骨の方法なんですけど、焼骨だけが納骨になるのか、骨壺だとか骨箱、そういったもので入れるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

3点目は、第4条の使用者の資格の条項についてです。この条文の中で、ただし書

きに定めています町長が特別の理由があると認めるときというのは、こういった場合を想定しているのか、お聞きをしたいと思います。

以上、3点についてお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 菅原住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（菅原文人君） まず納骨できる期間ですが、冬期間は除雪等を含みませんので、冬期間はできないということになります。

時間ですが、基本的には役場が開庁している時間ということを考えております。

次に、納骨の方法ですが、基本的には焼骨のみということで、そのほかのものは入れることができないとしています。

あと、第4条のただし書きの対象ですが、今、想定しているところだと、まず後見人制度において、亡くなった方に後見人等がいる場合で、その後、後見人等が申請する場合。あとは、介護施設等でももともとは津別町に住所を有していた者が、施設に入るために住所を移している方などを想定して、この規定をつけています。

あと納骨できる曜日ですが、基本的には役場が開いている月曜日から金曜日の間と考えています。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） 納骨の日だとか、あるいは納骨の方法については了解いたしました。

使用者の資格の部分なのですが、条文だけを見ましたら、あくまでもこの親族が津別町に住所を有していた親族だとか、あるいは親族の焼骨の埋蔵を希望する者ということで、親族がいないと利用ができないような、そういうような条文になっているので、ちょっとお聞きしたのですが、今の答弁の中で成年後見制度を利用している後見の方というようなことでの答弁がありました。実際のところは、成年後見制度の場合、被後見人の方が亡くなったら、その時点で法定代理権というのは消滅をしてしまうので、その時点で後見人の活動も終わるのですが、ただ民法の改正も平成28年があった時に、その親族がいなくても、後見人がいない場合に後見人も死亡届けを出すようになるだとか、あるいは火葬ができる、葬儀はちょっとできないのですが、そういった法改正も行われてきました。ただ現実には、その法改正の前もそうだったので

すけど、実際に本当に家族がいない、あるいは、いても親族との縁が切れていて、本当に焼骨をどうしたらいいのだろうかとか、現実にもそういったような事例がありましたし、津別の中でもそういった事例もありました。そんなときに、そういう法改正の前にも実際に元の後見人の方が葬儀をやったと聞いた、そういった経緯もありましたし、この前も市民後見人でやられていた補佐人の方が葬儀まで行ったという経過があって、その後、今はお寺さんに骨をお預けしているのですが、それが、この合葬墓に入れるかなと思ったんですけども、この条文を見た限りでは、ちょっとこのままでは入れないかなといった部分もありました。後見人がついたからといっても、それまでは町のために働いていた町民の方ですし、ずっとこの津別で住みたいということで判断能力が低下した部分で後見人あるいは補佐人がついてきたので、そういった方が亡くなって、ちょっとこの合葬墓に入れない、親族がいないから、あなたはだめですよという、そんなふうにはちょっと、そこは何か冷たいなという感じも思ったものから質問をさせていただきました。

今の質問で、もとの後見人だった方も、この合葬墓に入れると聞いたそういった答えだったので安心しましたが、そのほかにも、例えば津別の場合はまだなのですが、社会福祉協議会の中では、支部の委任事務の委託を受けてやっている法人と申しますか、そういう代理人の方もおります。だから、そういった方もお寺とか納骨堂がないだとか、そういった場合には、この合葬墓が利用できるようにしておいたほうがいいのかなというふうに思っています。

ある程度、町長が認めるといった特別の理由があるといった部分は、ある程度、誰でもいいということにはやっぱりならないと思うので、こういった場合、こういった場合というような形で事例をあげておいたほうがいいのかなと思いますし、ほかの町の状況を見ましたら、何点かそういう、例えば死亡届を出した人も対象にするだとか、親族以外でもそういった事例もあるので、その辺も町民の方にお知らせをするときに、何か町長が特別に認める場合は、こういう事例ですよといった、そういう例題もつけていったほうがいいのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 菅原住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（菅原文人君） ご意見ありがとうございます。

成年後見人等については、ずっと身の回りのお世話をしていただいたということで、そういう意味では親族と同様な方だということで、このただし書きを適用させて使用することができるようにということを考えております。

今回の合葬墓については、津別町に残りたいという亡くなった方とか、その周りの者の思いをかなえる場として整備すると考えております。そういう中で、個々の事情によって、いろいろとあるとは思いますが、その辺はその事情等を見ながら柔軟に対応していきたいと思っております。

また、このただし書きに掲げる者について、どういう者が該当するのかということについても、周知するときには例示をするようなことをして、わかりやすいような形で広報をしていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） 今、山田議員のほうからの話、説明の中で大体了解したのですが、ちょっと気になる点が1点あるので確認したいと思っております。

第10条の関係であります。ただし書きの中に生前予約者が死亡しても3年間経過しない場合は埋蔵されないという事項があるのですが、これは例えば後見人がいてもなかなか自宅で見られないとか、そういった方もよく耳にします。そういうときはお寺さんのほうに一時保管をする、しかし納骨堂も購入できないという状況の中で、その保管の関係が非常に心配される、そういった部分でお寺さんが面倒を見ているという状況もあるのですが、この中で、例えば町長が特別の理由があると認めるときはということでもありますから、例えば亡くなってすぐ埋蔵されて、もうこの中に対応できるのかどうか、そのことをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 菅原住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（菅原文人君） 10条の関係ですが、10条は生前予約をした方の許可を失効する場合ということになっておりますので、そこについては今言われたこととはちょっと違うかなと思っております。

多分、既に亡くなっていて納骨されていない方ということかなと思うのですが、そ



の場合でしたら、今回初めてこれができるので、できてから使用許可を取れば合葬墓に納骨することはできると思いますので、そういう対応になるかと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん） 合葬墓については、過去にも何回かいろんな意見が出されていたかと思います。この条例に関してですが、町長が認めるというようなところの範囲を拡大というか、利用したい人はすごく切実な思いがあってということなので、あまりきつく、こうだからちょっと該当しませんとか、そういうようなことがなく、やっぱり今まで、亡くなったときどうなるかなというような心配があって合葬墓をつくってほしいというような声がたくさんあったのかなというふうに思いますので、対応のときに、十分その人たちの思いに寄り添って、まだいろいろ細かなことは多分そのままではなく骨壺のまま、あまり混ぜないでほしいとか、細かな話も出ていたかと思いますが、最後の合葬墓は残されている人にとっても、すごく重要なことだし、成年後見とかそういうような親族と同じような関わりをしてきた人にも最後のここが寄りどころと言ったらおかしいのですけども、そういうことなので、どこか項目に該当しませんなんていうようなことのないような対応をしてもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 菅原住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（菅原文人君） ありがとうございます。

第4条のこの使用者の資格については、このように定めたのは、津別に縁のある方を合葬墓のほうに納めていただくというようなことで、このようにちょっと狭い範囲にはなっています。

ただし、亡くなった方それぞれ、いろいろな事情、状況があるかと思いますが、そこについては、その亡くなった方の親族であったり、その周りの方とお話しをして状況を聞いて、それであればということで認めていこうかということで、この但し書きのほうもそういうことで規定しておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん） 条例がとか規則があつてというふうなことで、それに縛

られない、やっぱりきちっと思いに寄り添った形で活用できるようになればいいなと思っていますので、担当された方には十分その点を組み入れて対応していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申ひます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結申ひます。

これから討論を行ひます。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認め申ひます。

議案第 49 号を採決申ひます。

この採決は起立によつて行ひます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひ申ひます。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員申ひます。

したがつて、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 50 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 50 号 津別町コミュニティバス条例の制定についてを議題と申ひます。

内容の説明を求め申ひます。

建設課長。

○建設課長（石川勝己君） ただいま上程となりました、議案第 50 号についてご説明を申ひ上げ申ひます。

説明資料の 9 ページをお開きください。

制定理由といたしましては、本年 3 月に策定いたしました津別町地域公共交通計画に基づくコミュニティバスを運行するための条例の制定となります。

条例の概要といたしましては、コミュニティバスの運行に関する運行の方法、運行

区間など必要な事項を定めております。

それでは、各条文についてご説明いたします。

第1条は、この条例の趣旨であり、コミュニティバスの運行及び管理に関して必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、運行の方法で、道路運送法に基づく自家用自動車の有償運送とすると定めています。

第3条は管理規定。

第4条は、運行回数等の規定で、路線、運行区間、運行距離、運行回数、運行日及び停留所について規則により別に定めることとしております。

第5条は使用料の規定で、11 ページの別表第1により運賃となる使用料を定め、第2項では、現金で納付するものとしております。

第6条は使用料の不還付について。

第7条では、利用の制限として乗車定員を超えた場合や、運行上危険があると認められた場合は乗車を拒むこと、または下車させることができることを定めております。

第8条は過料規定。

第9条は原状回復及び損害賠償の義務を規定しています。

第10条は業務の委託について。

第11条は規則への委任についての規定としております。

附則として、この条例は令和3年12月1日から施行するということとしております。

議案書にお戻りをいただきまして、ただいま説明した内容について条文としたものです。

以上、議案第50号の内容についてご説明を申し上げましたので、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 何点かお尋ねをしたいと思います。

条文で言えば趣旨の第1条につきまして考え方をお伺いしたいと思います。

この趣旨、町民の日常生活云々、町民の福祉向上というふうに趣旨を書いておりま

す。

このコミュニティバスは、巡回する部分だとかを示されておりますが、この趣旨の中で、コミュニティバスの運行する本来の津別町の現状を見て、本来のここに書かれていない部分について、考えがあればお伺いしたいと。というのは、高齢や障がいを持っているだとか、そういう部分を重視したものなのかどうか、そういうことでお聞きしたいと思います。

2点目につきましては使用料でございます。1回200円と一般質問でも2回乗れば往復で400円になると。毎週2回で3,200円、この200円はどのように協議されて、この200円になったのか、根拠について説明があったのですが、この設定にあたって町民各層を含めて議論して決められたのかどうか、それあたりについてお伺いしたいというふうに思います。

それから第5条の使用料について、乗車の時に現金で納付するんだというように条例で書かれておりますが、その第6条で使用料の不還付というふうに出ておりますが、これは乗る時にお金を払って乗るということで、この不還付の条例というのはどこをどういうふうに通付というのが発生するのか、それあたりについてお伺いしたいと思います。

それから第7条の使用の制限です。ここに書いている条文によりますと、運行上危険があると認めた場合は、これはどういうことを考えているのかお伺いしたいと。なぜかというとおそらく高齢者だとか障がいを持っている方は介助なしでは乗れないというふうにとられるのですが、こういうバスを使うのは、そういう日常生活で歩いて行けない人をこの交通手段としてこのバスを走らせるのではないかと思うのですが、お聞きしたいのは、バスを購入されたと思うのですが、普通のバスなのか、そういう介助がなくても乗れるバスの対応なのか、よく説明がなかったのですが、それについてお尋ねしたいのと、後で補正予算で委託にかけられるという補正予算を載せておりますが、運転手は1人なのか、介助をする方が一緒に同乗してそういう対応をするのか、そのあたりについてお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川勝己君） まず第1条の趣旨の部分についてです。

大きく広く捉えてこの文章にはなるのですけれども、特に高齢者の方とかに限定をしての運行ではございませんので、議員のおっしゃった部分の高齢者に限定するという趣旨ではございません。

逆に、これまでの運行にあたっての議論の中では、いろんな方々のご要望も踏まえて、例えば通院、買い物という部分、そういうための移動手段というところのご要望があった、ご意見があったというところを踏まえて運行をしますので、ここの文言にはございませんが、大きな利用の目的とされる場所は通院の利用だったり、買物の利用だったりというようになるところになるかなというふうに思っています。

それから料金の 200 円の運賃の考え方ですけども、先の委員会の中でもご説明をいたしましたし、それまでの機会にもお話しをさせていただいたことですが、この 200 円の設定につきましては、北見バスの運行、それから津別ハイヤー、それから町内の運行している福祉有償運送、それぞれの交通手段の提供をされるサービスと、それに対する利用者の負担、そのバランスを考慮して 200 円と設定したところです。具体的には、北見バスが津別町内で運行して、市街地に入った部分で乗り降りする場合については、150 円の運賃となっています。それからタクシーにつきましては、初乗りが 610 円で、今あわせて行おうとしておりますタクシーの助成券が 1 枚 300 円ですから、1 枚を使ったときに 310 円の負担という部分で、タクシーはドアツードアで玄関先まで来ていただけるし、予約して好きな時間に来ていただけるというサービスの提供、それから北見バスは本数が少ない、バス停の数が少ないということで、そこまで利用者の方々が歩いて行くという負担も考えたところでの 150 円という設定を考えた場合、その中間に位置する今回の市街地路線の巡回バスにつきましては、バス停の数も北見バスよりも多いというところであれば、バス停まで歩く負担が北見バスの路線よりもサービスが高いというところでの料金比較で 200 円というところで設定したところです。

それから第 6 条の使用料の不還付で、還付しないというところですが、想定しているのは、乗る時に運賃箱にお金を入れていただくことを想定しています。乗って座ったはいいけど、ちょっと止めてくれ降りるからというように急に言われた場合でも運賃箱に入れた時は、もうそのお金は返しませんよというところを想定した不還付であ

ります。

ただ、ただし書きで町長が特別な理由があると認めた場合はというところですが、例えば、今の想定は200円ですけども、間違って300円入れてしまったとか、そういうところを確認したときには、その運転手が多く間違っ入れてしまった部分を確認できた場合については、還付ができるというところを想定してただし書きをつけているところがございます。

それから利用の制限です。バスの車両につきましては、これも委員会のほうで説明をさせていただきましたが、ワゴン車の14人乗りの車両です。一般の普通のワゴン車は10人乗りで、普通免許で運転ができる車両ですが、スクールバスでも使用しています14人乗りのワゴン車であります。自動スライドドアが開いたと同時に足もとのステップが出てきてというふうなところで、普通のワゴン車、通常の標準タイプよりは乗りやすいオプションをつけている車両になります。

あと介助の関係ですが、これは普通の路線バスですので介助する部分については運転手以外には乗りません。普通の北見バスさんと同じような運転手1名での対応になります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） お答えは当たり前の話の答えですけども、町民の多くが望んでいるのは、歩いて元気な人は歩いて目的地へ行くんですよ、日常生活にどうしても歩いてある程度目的地に行けない方がこれに乗るという趣旨のコミュニティバスかというふうに思っていましたけども、町の走らせる趣旨がどうも違うのではないかなというふうに思います。

巡回するコースを見たら、歩ける人はみんな病院とか買い物場所へ200円を払わなくたって多分行くと思います。やはり、その距離を行けないとか、そういう方がこれを利用するのではないかなと思っております。その観点から、いわゆる第5条の使用料、それから第7条の危険があると認めたとき、これは運転手が判断するのかどうか、このあたりがちょっと曖昧になっているのではないかと。やはりそのあたりの配慮を運転手のほかに介助をする人をつけるとか、やはり優しい町づくりと町長は常に

言っておりますけれども、それがコミュニティバスを走らせる本当の趣旨ではないかと思っておりますので、再度そのあたりの考え方について伺いたいと思います。

かつ、この条文を含めて運行内容について、社会福祉協議会、保健福祉課だとかいろんなところでいろいろ協議されて、このことを組み立てたのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川勝己君） 第7条の運行の運行上危険があるという部分につきましては、車内で暴れるとか、滅多にないと思いますが、そういう部分についての危険という部分は国土交通省の道路運送法の関係で指針も出ております。それに基づいてというふうに考えているところであります。

それと、委託先を想定して今予定しています会社のいろいろな評判につきましては、これまでもいろんな場面で私も耳にしておりますし、私のほうからも、こういうふうに言われていますという形で膝を突きあわせて話をさせていただきました。いろんな改善をしていくというところが当然必要ですというような形のお話をさせていただいております、会社としても十分気をつけてやっていますという形で聞かされているところでありますし、一部の方々から、まだ続いているという話も聞きますが、また一方ではよくなったよというふうな話も私も実際に耳にしているところでございます。より今後につきましても、この業務も含めて、ほかの業務を委託している部分がありますので、会社のほうとお話しをしていきたいというふうに思います。

それと、これの運行にあたりましては、活性化協議会、法定協議会の中で十分議論をしてきておりますし、計画に基づいてこの運行をするにあたって細かいコミュニティバスの運行の内容についても協議会で議論をしてきております。協議会の中には、役場の関係課となります保健福祉課も入っています。社会福祉協議会からも来ていただいております。町内の交通事業者の方、それから運輸支局、北海道それから警察等も含めて各関係機関の方々で構成している法定協議会の中で議論をして決めてきて、こういう運行にするというふうに決めたものでございます。

道路運送法に基づく自家用有償の登録を受けて運行することになりますが、その登録にあたっては、きちんとその協議会の中で承認をされた事項ということが前提条件

で、この登録が承認されるということになっております。この間の協議会の中で条例に関する部分、それから最後となります規則で定める細かな部分につきましても、協議会の中でご承認をいただいております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 答えは当たり前のことを言っているのですが、先ほどから言っているのですが、このコミュニティバスを走らせる本来の目的というのか趣旨というのか、残念ですがあまり聞かれなかったのですが、協議会が計画に基づいてやった、これはわかります。当然の話だと思います。協議会の中に保健福祉課だとか社会福祉協議会だとかいろいろと入っていると、それはわかっています。こんな協議会の中で、こういう提案とか意見とかはなかったのは非常に残念ですが、おそらく12月から走らせて、想定されることが出るのではないかと、そういうふうに心配するものですから、やはり町としてきちっとした対応をしなければ、せっかくのこの期待している事業が損なわれるのではないかとということで心配をしておりますので、一つきちっとした配慮を持って、今度実施にあたっていただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川勝己君） ありがとうございます。

初めて12月から運行するということになりますから、想定していること、それから想定していないことも起きるんだろうなというふうな想定もしております。その部分も含めまして、協議会では検証、それから見直しなども柔軟的にやっていこうということになっています。ある程度の一定期間を見て利用の状況や、その中での利用者の声何かも聞いて変えるものは変えていくというような形で進めるということも協議会の中で確認をしていますので、12月まで、またいろんな想定、問題となる部分が出てくるところはなくすように、運行した部分については、またそれぞれの意見をもらいながら見直ししていくようにというような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。



(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時 4分

再 開 午後 1時 00分

○議長(鹿中順一君) 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第51号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、議案第51号 津別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(近野幸彦君) ただいま上程となりました、議案第51号についてご説明申し上げます。

説明資料12ページをご覧ください。

改正理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条に号が追加されたことに伴う引用規定の改正であります。新旧対照表のとおり、第 1 条趣旨及び第 5 条特定個人情報の提供の引用規定をそれぞれ改正するものです。

議案にお戻り願います。議案第 51 号について、ただいまご説明した内容を条文化したものです。

附則の施行日については、公布の日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 51 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 52 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 52 号 津別町情報公開条例及び津別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ただいま上程となりました、議案第 52 号についてご説明申し上げます。

説明資料 13 ページ、14 ページをご覧ください。改正理由といたしましては、津別町を含む管内の町村及び組合により共同設置しておりますオホーツク町村公平委員会において管理する公文書に係る情報公開関係規定が整備されるため、関係する情報公開条例及び個人情報保護条例の定義の実施機関に公平委員会を追加する改正を行うものです。

議案にお戻り願います。

議案第 52 号について、ただいまご説明した内容を条文化したものです。

附則の施行日については、公布の日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたので承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 52 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 53 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 53 号 津別町手数料徴収条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 53 号の内容を説明させていただきます。

説明資料によりご説明いたしますので、資料 15 ページをお開きください。

このたびの条例の改正理由につきましては、記載のとおりでありますけれども、要約しますとマイナンバーカードに関する法律の改正にともない、地方団体情報システム機構がマイナンバーカードの発行主体であることが明確化され、再発行にかかる手数料を徴収することができるようになったため、自治体が手数料を徴収する必要がなくなり所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

別表第 12 に規定しておりましたマイナンバーカードの再発行に係る規定を削りまして、第 13 を第 12 に繰り上げるものです。

それでは、議案書にお戻り願います。

ただいまご説明しました内容を条文化したものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日から施行し、法律の施行日である令和 3 年 9 月 1 日より適用するものであります。

以上、議案第 53 号についてご説明いたしましたので、ご承認いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 53 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 54 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 54 号 津別町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（石川波江さん） ただいま上程となりました、議案第 54 号について説明申し上げます。

説明資料の 17 ページをお開きください。

改正理由としましては、人口減少や近隣の状況を鑑み、委員の定数を見直すためであります。

改正内容は、「15 人」としていたものを「15 人以内」と改めるものであります。

議案にお戻りいただきまして、説明した内容を条文化したものであります。

附則として、公布の日から施行するものであります。

以上、説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 54 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 55 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 55 号 津別町予防接種健康被害調査委員会  
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 55 号の内容の説明をさせていただきます。

資料 18 ページをお開きください。この条例につきましては、津別町が実施した予防接種法に基づく、予防接種後に町民の方が健康被害を受けた場合に医学的な見地から調査を行うための委員会について定めたものであります。

改正理由ですが、今般、委員の解職、委嘱に際し 3 人の医師の推薦をいただいていた美幌医師会から、近年会員数減少のため 3 人の医師の推薦を受けることが困難になってきている状況が訴えられたこと、また予防接種被害調査委員会には市長村長を含めて構成することが求められるようになってきたことから改正をするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

第 3 条第 1 項の委員、「5 人をもって」から「5 人以内で」に改め、行政を追加することから、第 2 項、各号列記以外の部分中、「委嘱する」を「委嘱し、又は任命する」に改め、第 1 号、第 2 号の人数規定をなくし、新たに第 4 号として行政から津別町保健福祉課長を追加するものであります。

それでは、議案書にお戻り願います。

ただいま説明しました内容を条文化したものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。

以上、議案第 55 号についてご説明いたしましたので、ご承認いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 55 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 56 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 56 号 工事請負契約の変更契約の締結について（下水道管理センター建築改修・耐震補強工事）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 56 号について説明させていただきます。

下水道管理センター建築改修・耐震補強工事の請負契約の変更契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の名称、下水道管理センター建築改修・耐震補強工事。

工事の場所、津別町字達美。

契約の方法、指名競争入札。

変更後の契約金額は、6,294万2,000円(うち消費税及び地方消費税572万2,000円)。

今回変更による増額は1,016万4,000円(うち消費税及び地方消費税92万4,000円)。

この契約の相手先は、網走郡津別町字旭町10番地1、株式会社工藤工務店 代表取締役 工藤保男として契約を結ぼうとするものでございます。

説明資料の19ページをご覧ください。

今回の設計変更の理由につきましては、2の設計変更内容の変更理由に記載しましたとおり、ステンレス製の玄関風除室について工事施工上、撤去・更新しなければならないこととなったため、また水質試験室実験台流しについても再利用することとしておりましたが、劣化が著しく更新が必要と判断されたためです。

以上、議案第56号の内容について説明を申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号



○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 57 号 工事請負契約の変更契約の締結について（下水道管理センター機械設備改築更新工事）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 57 号について説明させていただきます。

下水道管理センター機械設備改築更新工事の請負契約の変更契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の名称、下水道管理センター機械設備改築更新工事。

工事の場所、津別町字達美。

契約の方法、指名競争入札。

変更後の契約金額は、1 億 1,894 万 3,000 円（うち消費税及び地方消費税 1,081 万 3,000 円）。

今回変更による増額は、1,914 万円（うち消費税及び地方消費税 174 万円）。

この契約の相手先は、北見市東相内町 10 番地 7、天内工業株式会社 代表取締役 伊東嘉高として契約を結ぼうとするものでございます。

説明資料の 20 ページをご覧ください。

今回の設計変更の理由につきましては、2 の設計変更内容の変更理由に記載しましたとおり、令和 4 年度に予定しておりました No. 3 ディッチの流入・流出ゲート設備について、本年度に前倒しすることで仮設工事を重複させることにより経費の節減を図るためです。

以上、議案第 57 号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第57号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号

○議長(鹿中順一君) 日程第15号、議案第58号 津別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

加藤住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐(加藤端陽君) ただいま上程となりました、議案第58号についてご説明申し上げます。

説明にあたりまして、本件につきましては6月18日の第3回全員協議会及び9月1日・2日の総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会において説明を行いご協議させていただいておりますので、簡潔に提案をさせていただきます。

過疎地域対策は、昭和45年に特別措置法が制定された以降、時限により延長が図られてきたところでございます。旧過疎法である過疎地域自立促進特別措置法が令和2年度で期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から施行されたところです。

新過疎法は、過疎地域の課題を解決する動きを加速させ、自立に向けて過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するよう取り組むことが重要との趣旨のもと、全会一致の議員立法により制定されております。

今般、新過疎法の制定を受け、お配りしております別冊のとおり令和3年から令和7年までの5年間の津別町過疎地域持続的発展市町村計画を策定するものでございます。

策定にあたりましては、計画策定に関する北海道からの通知に基づき作業を進め、これまで北海道と事前協議を実施の上、先般、正式協議をいたしまして令和3年8月26日付で北海道知事から同意通知がありましたことから、法第8条第1項の規定に基づき議会の議決をいただき計画を定めるものであります。

別冊の津別町過疎地域持続的発展市町村計画をご覧ください。

1枚めくりまして目次がございます。1番目の基本的事項から、もう1枚めくりまして14事業計画、過疎地域持続的発展特別事業分までを順次まとめているものでございます。個々の内容につきましての説明は割愛させていただきます。

また、説明資料の21ページをご覧ください。参考資料といたしまして5年間の各事業の概算事業費を施策区分ごとにまとめたものでございますが、過疎計画という性格上、事業項目につきましては幅広で金額は概算での計上となっておりますことをご承知いただきますようお願いいたします。

なお、旧過疎法では事業費についても議決事項としておりましたが、新しい過疎法では議決の対象となっておりますことを申し添えます。

以上、説明させていただきましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第58号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 59 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 59 号 令和 3 年度津別町一般会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました議案第 59 号についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、職員の中途退職並びに 7 月の人事異動などに伴う給与費の増減、まちなか再生事業に係る解体設計業務等の追加、地域公共交通計画に基づき 12 月より実施するコミュニティバス運行事業及びタクシー利用助成事業の追加、畜産クラスター事業の追加などを中心に補正予算を組ませていただきました。

なお、給与費については、一般会計合計で 842 万円の減額、特別会計をあわせた全会計では 514 万 1,000 円の減額となります。

補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項において、歳入歳出予算にそれぞれ 2 億 7,161 万 4,000 円を追加し、補正後の予算総額を 64 億 6,176 万 5,000 円とするものです。

第 2 項及び第 2 条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては歳出から説明いたしますので 9 ページから 10 ページをお開きください。

なお、給与費については冒頭に説明したとおりですので、各款・項における説明は割愛させていただきます。

また、財源内訳のみの補正、軽微な補正につきましても割愛させていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、中段の総務管理経費は、北海道か

らの派遣交流職員の給与費負担金で 36 万 9,000 円の増額。電算化推進経費は、メールサーバー更新等に係る負担金で 34 万 8,000 円の増額です。目 3 財政管理費、財政調整基金積立金は、一般寄附金 1 件の積み立てです。

11 ページから 12 ページをお開きください。目 5 財産管理費、庁舎等建設事業は庁舎正面及び周辺の外構工事の実施設計で 334 万 4,000 円の増額です。町有建物等維持管理経費は、アスベストの含有有無に関して今年度から事前調査が必要となり、令和 4 年度からは北海道への報告を要する調査対応のため、委託料で 4 棟 4 戸、180 万 1,000 円の増額、工事請負費は今年度に予定している旧相生町有住宅解体工事について、アスベスト含有調査等により予算に不足が生じることから 573 万 8,000 円の増額。公有財産購入費は、幸町の民有地及び倉庫の購入費用の補正となります。その下の町有住宅維持管理経費は、次年度以降に解体を予定する住宅 3 棟 3 戸の事前調査で 157 万 5,000 円の増額です。土地開発基金積立金は、旧大昭牧場の売り払いに係る増額です。項 2 地域振興費、目 1 企画総務費のふるさと納税推進経費は、ふるさと納税管理システムの改修費用で 22 万円の増額です。

13 ページから 14 ページをお開きください。まちなか再生事業は、8 月 27 日開催の第 4 回まちなか再生事業調査特別委員会で協議いただいた、議会議事堂の解体に向けた解体設計等の委託料をはじめ、津別ハイヤーの仮移転に係る関連経費及び仮設バス待ち合い所の工事により 2,245 万円の増額です。地域振興基金積立金は、民生費指定寄附金 1 件の増額です。目 2 企画開発費、森の健康館管理業務は 15 ページから 16 ページにわたりますが、無料送迎バスの修繕及び浄化槽修繕に伴う埋設ケーブル復旧資材の調達を予算流用にて行ったための、それぞれ流用元補填の増額となります。目 3 企画振興費、地域振興施設管理業務は、相生道の駅の今後の施設修繕を見込み補正をするものです。目 4 公共交通対策費、下段の公共交通対策経費は 17 ページから 18 ページにわたりますが、12 月より実施するコミュニティバス運行事業及びタクシー利用助成事業等の関連経費で 127 万 6,000 円の増額です。

23 ページから 24 ページをお開きください。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、中段の障害者総合支援事業経費は、過年度事業超過交付返還金の増額、地域生活支援事業経費は、相談支援事業の相談対応時間の増加に伴う増額と、過年度

事業超過交付金返還金で 81 万 2,000 円の増額です。国民健康保険事業特別会計繰出金と、その下の介護保険事業特別会計繰出金は、給与費補正に伴う増減となります。

25 ページから 26 ページをお開きください。中段の目 5 老人福祉費、老人福祉施設管理経費は、恩根寿の家玄関前手すり等の修繕費用により増額、福祉バス管理経費は福祉バスの今後の修繕見込みなどで 30 万 9,000 円の増額。介護サービス支援事業は、いちいの園の冷暖房設備改修及びデイサービスセンターの車いす浴槽の修繕等に係る補助で 327 万 3,000 円の増額です。

次ページをお開きください。福祉寮管理経費は福祉寮スプリンクラー設備の緊急修繕に伴う流用元補填で 120 万 2,000 円の増額となります。目 6 自治相談費、住民活動事務経費は、ふるさとまつりの中止による減額です。下段の目 8 後期高齢者医療費、後期高齢者医療広域連合市町村業務経費は 29 ページから 30 ページにわたりますが、療養給付費負担金額の変更により 28 万円の増額です。項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費の子ども・子育て支援事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係るこども園への保育対策総合支援事業費補助金で 50 万円の増額。過年度事業超過交付返還金で 386 万 7,000 円の増額です。

33 ページから 34 ページをお開きください。款 6 農林業費、項 1 農業費、中段の目 3 農業振興費、鳥獣被害防止総合対策事業は、今後の鹿の捕獲頭数の増加を見込み、50 頭分 22 万 5,000 円の増額、産地生産基盤パワーアップ事業は、事業費追加により 1 億 2,359 万 9,000 円の増額でトンネル補助となります。目 4 振興事業費の道営土地改良事業は 35 ページから 36 ページにわたりますが、水利施設等保全高度化事業津別 1 地区の事業費の追加で 170 万円の増額。その下の土地改良事業事務経費は地形図の修正に係るシステム整備業務の増額です。目 5 畜産業費の畜産クラスター事業は、堆肥製造施設に高圧通気システムを導入するもので 8,216 万 8,000 円の増額です。項 2 林業費、目 2 林業振興費は次ページになります。林業振興対策補助費等は、ヒグマ出没の多発により出動回数及び駆除頭数が増加傾向にあることから、クマ駆除対策予算の増額。補助金では、現在実施中の新型コロナウイルス対策、愛林のまち林業林産業原木等購入支援事業に予算の不足が見込まれるため 500 万円を増額するものです。

39 ページから 40 ページになります。款 7、項 1 商工費、下段の目 2 商工振興費、商

工振興補助費等は、新型コロナウイルス対策飲食業等施設改修助成金給付事業の予算に不足が見込まれることから58万9,000円の増額。北海道UIJターン新規就業・移住支援事業は、単身者2名分の移住支援金120万円の増額です。

43ページから44ページをお開きください。款8土木費、項4住宅費、目1住宅管理費、中段の町営住宅管理経費は、西町団地ペレットボイラーの配管修繕と次年度以降に解体を予定する住宅2棟4戸のアスベスト含有有無の事前調査で331万7,000円の増額です。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費は、次ページをお開きください。中段の津別高校振興対策事業は、海外研修の中止及び校納金と補助金額の確定により441万2,000円の減額です。目3義務教育振興費、義務教育振興事業経費は、新型コロナウイルス感染拡大により中学校の修学旅行を延期し、キャンセル料が発生したところですが、感染拡大の収束が見通せないことを勘案し2回目分のキャンセル料を増額するものです。目5スクールバス運行費は47ページから48ページになります。スクールバス経費は、バス車両購入の事業費確定により減額です。項2小学校費、目1学校管理費、小学校施設整備事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、現在2年生が使用している手洗い場の温水化を図るもので143万円の増額です。

49ページから50ページをお開きください。項4社会教育費、目2社会教育振興費、少年期振興経費は南アルプス市青少年交流事業の中止による減額です。目3会館管理費、町民会館管理経費は、自動ドアの修繕を予算流用にて対応したための流用元補填となります。項5保健体育費、目2体育施設費、多目的運動公園管理経費は、7月の干ばつにより水道使用料が増加したことによる増額。運動広場管理経費は次ページにわたりますが、7月の干ばつの影響を受けた共和球場の外野芝の部分的な張り替え修繕と水道使用料の補正で76万8,000円の増額です。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので3ページから4ページにお戻りください。

款12分担金及負担金、項1分担金、目1農林業費分担金は、歳出の農業費で説明した道営土地改良事業の事業費増に伴う受益者分担金の増額です。

款13使用料及手数料、項1使用料、目1総務使用料は、12月より実施するコミュニ

ティバス運行事業に係る運賃収入の補正です。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金は、歳出の児童福祉費で説明した保育対策総合支援事業費補助金 25 万円の増額です。目 4 土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、道路メンテナンス補助等の減によるものです。目 5 教育費国庫補助金、へき地児童生徒援助費等補助金はスクールバス購入費補助で 55 万円の増額です。

款 15 道支出金、項 2 道補助金、目 1 総務費道補助金及び目 4 農林業費道補助金は、それぞれ事業の実施に伴う補助金の増額となります。

款 16 財産収入、項 2 財産売払収入、目 3 不動産売払収入の土地売払収入は、旧大昭牧場の町有地の売り払いで 124 万 5,000 円の増額です。

款 17 寄附金は 5 ページから 6 ページになります。一般寄附金 1 件、民生費指定寄附金 1 件の増額です。

款 18 繰入金、項 1、目 1 基金繰入金の公共施設等整備基金繰入金は、まちなか再生事業に係る増額。地域振興基金繰入金は、津別高校振興対策事業の精査 441 万 2,000 円の減額と地域医療維持助成事業の起債対象分の増により 210 万円の減額で、合わせて 651 万 2,000 円の減額です。土地開発基金繰入金は、幸町の民有地購入で 407 万 3,000 円の増額とまちなか再生事業に係る土地購入の起債対象分 806 万 4,000 円の減額で、計 399 万 1,000 円の減額となります。

款 19 繰越金は一般財源不足分の増額です。

款 20 諸収入、項 5 雑入、目 5 過年度収入は、子どものための教育、保育給付交付金及び児童手当交付金の 2 年度分追加交付金です。目 6 雑入の畜産環境対策総合支援事業補助金は、畜産クラスター事業の道補助金については、実施主体である酪農畜産振興クラスター協議会に一度補助金として支出し、取り組み主体の町が協議会から雑入で受けるという形式が必要なため、2,738 万 8,000 円の増額です。

款 21、項 1 町債は次ページにわたりますが、新たに総務債では大通・幸町地区コミュニティ施設整備事業、農林業債で岩富地区農地耕作条件改善事業及び堆肥製造施設高圧通気システム整備等事業を追加し、そのほかは事業費の精査等に伴う増減となります。



補正条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第1表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額及び予算総額となるものです。

第2条は地方債補正で、2ページめくりまして第2表のとおり各事業について限度額を補正するもので、限度額は7億4,200万円となるものです。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

最初に歳入の3ページ、4ページです。先ほど条例でも質問いたしましたけども、使用料のところの目1総務使用料、巡回バス使用料6万4,000円の計上をされておりますが、この積算根拠についてお尋ねしたいと思います。

続きまして、歳出のほうの11ページ、12ページ、財産管理費、中段の町有建物等維持管理経費、ここで委託料、工事請負費、それからその下に町有住宅維持管理経費、委託料、それから土木費のほうでも組んでいると思いますが、アスベスト含有有無事前調査業務についてお伺いしたいと思います。このアスベストの改正につきまして2021年4月に施行という形になってきたかと思いますが、お伺いしたいのは、発注のときに4月に既に施行のことについて昨年からそれぞれの自治体のほうに通達が来ているかどうかはわかりませんが、今回補正で既に解体した部分含めて補正されていると思いますが、この調査業務の中身についてはどういうものを調査するのか、これまでアスベストは常に改正前につきましては必要なものはアスベスト調査をやるということになっていますが、今回の改正で多分増えたと思うのですが、どのようなことをやるのか、できれば詳しくお伺いしたいのと、公共工事でこのように今補正予算をされているのですが、民間の解体事業についてはどのようなことになるのか、それあたりについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川勝己君） 歳入、総務使用料の巡回バス運賃収入の6万4,000円の積算根拠についてお答えをします。

巡回バスの今回の運行にあたりましては、事前にワゴン車で実証実験を行っております。その実証実験の結果、1便当たりの乗車人員が約1.7人という実績になっております。策定をいたしました公共交通計画の中で、この事業に対しての数値目標も掲げておりまして、今年度については1便当たり2.0人という形で目標値を掲げています。この1便当たり2名というところを根拠といたしまして、1日当たりの運行が5便、5回の運行ですので1日当たり10名、月に約8回の運行で、80名利用で200円の運賃計算で1万6,000円、これの4カ月分ということでの6万4,000円という根拠になっております。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） ちょっと回答になるかわからないのですが、今まで総務の委員会でも説明したとおり、アスベストの関係で大気汚染防止法が改正されて強化されたということで、基本的に今回の補正のアスベストと書かれている部分については、来年行う解体の分の前倒しで調査をするということでありまして、その部分で基本的に建設課の設計、中身の単価がありまして、その部分で算出した金額になっております。

自治体への通達などは早めにあったのはあったと思うのですが、その部分の先読みでやるまではちょっとできなかったということで、我々の甘い部分もあったかもしれませんが、来年のやる部分に今年やっておけば予算立ての時にその分立てなくてもいいということもありますので、そういったことで主要事業時にもいろいろ協議した中でそういう方向に向きました。

民間の部分ですけど、最終的には令和5年10月1日に全て行われることになりまして、そこまで進めば民間も同じ形で公共単価ほどかからないと思いますけども、調査費用はかかってくるということを聞いております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 歳入のことで再度お伺いをしたいと思いますが、非常に少な

い積算で町のほうは考えているような予算措置ですけども、1日延べ10人と、1便2人と、あまり期待していないのかどうかわかりませんが、当然町はこういうことを何年かかけて計画されて実施に踏み切ると、そういう観点からすると、担当が歳入の積算は低く見るのが当然だと思いますが、あまり期待していないような形の中身の歳入の積算かなというふうに驚いているところでございます。

続きまして歳出のほうですけども、これまでは、この法律につきましてはレベル1、レベル2は当然ずっと前から義務としてやらなければならない事項でしたけども、レベル3というものが今回改正で追加された。この中身について何をやるのかと、4戸で180万円ということは相当な金額なんですけども、緑町の同じ建物を壊すにあたって、この180万何がし、そこでどういうことをやるのか、それを再度お伺いしたいと思います。

それで法律の改正によりますと、完全実施は来年の4月になるのかなと思いますけども、これをやって事前調査業務をやって町としてその後どういうふうに処理するのか、再度お伺いしたいと思います。

心配されるのは、民間の解体事業についても当然同じようにこの法律が適用になると思われそうですが、当然、これは完全実施になると民間の解体事業もそれなりに上乘せになるような気もしますけども、今回、民間の解体については、いろいろ解体業者に聞いてみたらそこで発注は今年はやらないようなことも聞いていますけども、そういうことをかんがみて町が民間レベルと同じなのか、自治体は率先してやらなければならないのか、それについて再度お伺いしたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川勝己君） 少なく見積もっている感は感じられるかと思えます。なおさら今回、今年度補正でございまして12月からの運行ですから4カ月分ということで6万4,000円という金額が少なく見えるというふうにも思います。1便当たり2名平均の数値で、これは実証実験からの数値でございまして、当初、今回初めて予算化するわけでございますが、まず考えるのは実証実験のデータからというところでおさえているところでございます。

また、新年度それから翌年度、翌々年度という予算化に向けましては利用実績に基

づいて計上していくということになるかと思って考えているところです。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） アスベスト含有調査の関係について、内容ということがございましたので、私の手持ちの資料ということでお答えしたいと思いますけども、アスベストの関係につきましては、要は俗に言われます石綿が含有しているかどうかの有無ということで、まずは設計当初、設計図なりその他いろいろな書類がありますので、そこによる調査をまずして、その上で現地に向かって目視の調査というようなことが第1段階というか、そういうのは従前、今年もやっているかと思えます。その上で明らかに使われていると、先ほど議員が言われましたレベル3というもので石綿の入っているのが明らかになった場合は分析調査をするということになります。

今年度までにつきましては、その部分をきちっと記録して保管しておいてくださいというようなことだったかと思いますが、来年度からは、それについてはきちっと上部機関の北海道のほうに報告していただきたいというような形になるようになってございます。こちらの内容というか、今回の調査業務については、それらを全てひっくるめたというか分析調査までも一応含めた形での補正になってございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 歳入の説明は不満ですけども、担当はそういうふうを考えているのであればやむを得ないと思えますけども。

歳出のほうですけども、石綿は石綿ですけども、多分想定されるのは建材の断熱に使われているスレート板、その建材を指しているのではないかなと思います。多分、建物の中身としては部分的にしか使われていないと思えますけども、私は公共事業だから事前に率先してやることで今回補正されたのか、どうしてもやらなければならない法律になっているのかそれをお尋ねしたわけで、だから民間と一緒にするのかならないのかと、それをお尋ねしたわけですけども、それあたりについてわからなければしょうがありませんけども、民間の業者に聞いたらそこまで法律改正で求められていないというふうにお聞きしたので、役所が今回やるということの考え方について再

度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（近野幸彦君） お見込みのとおりですけれども、ある程度公共として率先して進んでいくということで考えております。

基本的に令和3年4月1日からはこの法律が改正されて、今のところ目視プラスアルファみたいな調査でもよいとされているのですけれども、令和4年4月1日から先ほど話されたように一定規模の解体工事の元請け業者は事前調査結果を道に報告する必要があるということで、一段上がりまして、最終的に令和5年10月1日に環境大臣が定めた資格者に行わせることを義務付けるということで、今の状態では、それ以前はそれらをするのが望ましいという段階ですけれども、公共としては進めていくべきという判断でこの予算を上げさせていただきました。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

16ページ、公共交通対策経費、印刷製本費33万7,000円で印刷費が19万8,000円、タクシーの利用助成券が13万9,000円と計上されていますが、この印刷費が何の印刷費なのか、それからタクシーの利用助成券のほうですけれども、金券ですから不正防止対策等の印刷をしていくのか、どのような印刷になっているのかご説明いただきたいと思います。

それから2点目、38ページ、林業振興対策補助費等の中で負担金補助及交付金、補助金、愛林のまち林業林産業原木等購入支援事業50万円の補正についてですが、現在、当然足りなくて補正するのですが、現時点での実績と積算根拠、要するに今後どのような購入が見込まれて積算したのか説明いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川勝己君） 16ページ、公共交通対策経費の印刷製本費の関係でございますが、ここに記載の印刷費19万8,000円の内訳ですけれども、PRするためのチラシ、時刻表をポケットサイズにするなど、ちょっと今いろいろ考えていますが、それ

らPR用の印刷物を考えております。タクシー利用助成券につきましては、不正利用等の特別な対策は印刷の中では考えていません。現状、バス券やタクシー助成券を他の事業で交付されていますが、それらと同じようなチケットタイプというような形で今想定して考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（中橋正典君） 続きまして38ページ、愛林のまち林業林産業原木等購入支援事業についてであります。当初私どもが対象とすべき事業体としては、12の事業体を対象と見ていました。今現在、9事業者から申請が上がってきており、残り3事業者、この応募については12月31日までの原木等の購入に対しということで、残り3事業者ということで見込みをしているところです。

支援の内容としましては、原木等の材料購入に対しての補助でありますけれども、400万円以上のものに関しては200万円までで、100万円以上400万円未満についてはその半額で、もう一つは50万円以上100万円未満のものについては50万円、50万円未満については購入の全額ということで補助をするものであります。

ただいまの木材の高騰もありまして、そこら辺、当初の積算より若干各企業想定よりもちょっと申請が多かったということも言えると思います。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 今の原木の購入支援ですけれども、今補佐が説明したとおり木材が非常に高騰しております。そんな中で、町として林業林産業が大変苦戦を強いられている中で、適切な支援事業であったのかなと思います。その結果として、このような補正を行われたわけですから、これについては理解いたしました。

それから、公共交通対策経費のほうですけども、聞くとかなりタクシーの利用券については町民の皆さんに待望論がありまして、結構人気があるのかなというふうに思っております。バスの無料券のときもそうだったんですけど、使わない人が使う人にあげるといのが結構あり得ることとか、実態を別に調査したわけじゃないですけども、そういう話も聞こえて来たので、やっぱりそこはもうルールを守ってやって

もらうしかないのかなと思っているのですが、そこは町民を信用して、特にコピー防止だとかそういうようなことはしないで現在やっているのですが、今回は3月までの利用券の印刷だと思いますけども、やはり間違えて勘違いで使ってしまうようなことがないように、例えば色を変えたり、デザインを変えたりするということは年毎にやっていくことは考えていないのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（石川勝己君） 前段の部分については、要綱なんかの中で不正利用できない、本人以外使えないというような形の定めもございますので、そこら辺は徹底するような告知もしていきたいと思います。

あと、ほかの券との差別化というか間違えないようにということは当然でございます。印刷する段階、色の選択にしても、それからデザインのつくり方にしても別なものということがはっきりわかりやすいような形でデザインしていきたいというふうなことを考えています。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます

議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時 10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 60 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 60 号 令和 3 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました議案第 60 号についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、人事異動に伴う人件費の補正及び保険給付費等交付金の確定に伴う精算としての返還金等の追加をさせていただくものです。

補正予算の条文をご覧ください。第 1 条第 1 項において歳入歳出予算にそれぞれ 76 万 6,000 円を追加し、補正後の予算総額を 7 億 3,046 万 5,000 円とするものです。

第 2 項につきましては後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては歳出から説明いたしますので、5 ページ、6 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は給与費で人事異動に伴う人件費の差分で 156 万 3,000 円の減額です。

款 9 諸支出金、項 1 償還金及還付加算金、目 1 一般被保険者保険税還付金は同名の事業で過年度過誤納還付金 31 万 1,000 円の増額です。目 4 保険給付費等交付金償還金も同名事業で過年度の保険給付費等交付金償還金 92 万 5,000 円の増額です。

7 ページ、8 ページになります。目 6 特定健康診査等負担金償還金も同名事業で、過年度の特定健康診査等負担金償還金 109 万 3,000 円の増額です。

続きまして歳入の説明をいたしますので 3 ページ、4 ページにお戻りください。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、その他一般会計繰入金で



人件費に係る 156 万 3,000 円の減額です。項 2 基金繰入金、目 1 国保基金繰入金は、国民健康保険基金繰入金で過年度還付金償還金に係る 232 万 9,000 円の増額です。

それでは補正条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項につきましては、ただいまご説明いたしました補正の内容を次のページの第 1 表で款、項、目ごとに整理したものであります。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 60 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 61 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 61 号 令和 3 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました議案第 61 号についてご説明いたします。

補正の理由につきましては、歳出では 8 月の人事異動に係る人件費の増額及び令和

2年度の事業額確定による負担金の過年度超過額償還に係る増額の補正であり、歳入では、これらに伴う一般会計及び基金の繰入金の増額の補正をするものであります。

補正の条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,763万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,774万3,000円とするものでございます。

第2項につきましては後ほどご説明をいたします。

それでは歳出からご説明申し上げますので5ページ、6ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は主には人事異動に係る給与費の増額で、合計で483万5,000円の増額になります。

7ページ、8ページになります。款5諸支出金、項1償還金及還付加算金、目2国庫支出金等償還金は、令和2年度の介護給付費等地域支援事業、低所得者保険料軽減負担金の事業額確定による超過交付金の返還金で1,278万8,000円の増額でございます。

歳入の説明になります。3ページにお戻りください。

款6繰入金の項1一般会計繰入金、項2基金繰入金は、ただいまご説明いたしました歳出に係る繰入金の補正で、それぞれ484万2,000円と1,278万8,000円の増額となっております。

補正条文に戻っていただきまして、第1条第2項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を次ページの第1表で款、項ごとに整理しております。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第61号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第6号

○議長(鹿中順一君) 日程第19、認定第1号 令和2年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第24、認定第6号 令和2年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件は、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第19、認定第1号から日程第24、認定第6号までの6件を一括議題とします。

お諮りします。

これら6件については、会議規則第39条第2項の規定により内容の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの6件の内容の説明は省略することに決定いたしました。

監査委員の意見書は別紙配付のとおりでありますので、ご承知おきください。

お諮りします。

決算審査はどのような方法で行うか意見を求めます。

4番、村田政義君。

○4番(村田政義君) ただいま上程となりました決算認定のための審査については、例年同様に議長及び議会選出の監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とするこ

とを希望し動議といたします。

(「賛成」という声あり)

○議長(鹿中順一君) ただいま村田政義君から一般会計ほか5特別会計の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって、ただいまの村田政義君の動議を議題といたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの6件の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら6件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議は可決されました。

決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員を指名いたしたいと思えます。

また、地方自治法第98条に基づく検閲検査ができるものとします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

ただいま指名した諸君を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 20分

休憩 午後 2時 28分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

休憩中に、決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、事務局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長（松木幸次君） 諸般の報告を申し上げます。

休憩中に第1回決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。委員長には小林教行議員、副委員長には山田英孝議員が選出されましたのでご報告申し上げます。

以上であります。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎意見書案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第25、意見書案第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） [登壇] ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についての説明を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり我が国の各方面に甚大な経済的社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。

この中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。地方自治においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠となります。

よって、国においては令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け下記事項を確実に実現されるよう強く要望し地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思います。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣はじめ各大臣であります。

以上、ご説明申し上げましたので皆さまのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第26、意見書案第8号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] ただいま上程になりました、意見書案第8号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について、前文を読み上げますので皆さまのご賛同よろしくお願いいたします。

北海道は、豊かで美しい自然環境や、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など多様な魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において大きな打撃を受けている。

また、近年道内においても、平成28年8月の一連の台風や平成30年7月豪雨、9月の北海道胆振東部地震といった自然災害が激甚化、頻発化する傾向にある。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取り組みを加速することが必要であり、そのためには道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである食や観光に関連する地域生産空間が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時、災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け防災・減災、国土強靱化

に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国によっては下記の9項目についての特段の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほか各大臣あてです。

皆さまのご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第27、意見書案第9号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） 〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、意見書案第9号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書について、読んで説明にかえさせていただきます。

令和2年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げた。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに、医療崩壊などが取りざたされ、国民の命と健康がおびやかされる事態が広がった。

この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などである。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や公衆衛生施策の縮減にある。

21世紀に入り、わずか20年の間にSARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと新たなウイルスが感染との戦いは、短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかである。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を得て国民の命と健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に、経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題である。

よって国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項を要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上ですので、内容検討の上、賛成にご協力いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第10号

○議長（鹿中順一君） 日程第28、意見書案第10号 北海道に高レベル放射性廃棄物最終処分場の受け入れ拒否を求める意見書についてを議題とします。



提出者の説明を求めます。

5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君）　〔登壇〕　ただいま上程されました、意見書案第 10 号　北海道に高レベル放射性廃棄物最終処分場の受け入れ拒否を求める意見書について、前文を読み上げ提案の説明とさせていただきます。

原発の使用済み核燃料からウランやプルトニウムを取り出す再処理の過程で出る放射能の極めて強い廃液である高レベル放射性廃棄物の処分について、北海道では平成 12 年 10 月に幌延町の深地層研究センター誘致にあたり、特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたいとの条例、いわゆる核抜き条例を制定した。その後政府は、平成 29 年 7 月、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に適した地域を示した科学的特性マップを公表、これによれば火山や活断層が周囲になく、海岸から近い処分場の候補地となり得る最適地、輸送面でも好ましい地域は、北海道においては陸地の 3 割が該当し 86 市町村に及んでいる。

そして令和 2 年 10 月に寿都町と神恵内村が高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定に向けて、第 1 段階にあたる文献調査の応募を表明した。

地域住民の不安や、風評被害への懸念から反対する声などが寄せられる一方、地域振興への期待など、立場の異なる関係者の意見がぶつかり、地域に修復困難な垣根を残すことが懸念されている。

原子力発電は放射性廃棄物の最終処分方法を確立しないまま進められ、高レベル放射性廃棄物の最終処分は、地下 300 メートル深い地層に埋める地層処分を行うとしている。

しかし、複数の巨大プレートがある地震多発国の日本において、10 万年間の監視が必要な核廃棄物を安全に保管できるのかといった疑問はいまだに解消されていなく、その処分方法は技術的にも不安定なものである。

北海道は、農林水産業が盛んで、日本の食糧基地とも言われている地域である。この豊かで優れた自然環境を次世代に引き継いでいくことが求められている。

このため、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例に基づき、北海道内に高レベル放射性廃棄物最終処分場を受け入れることは容認できるものではない。

よって、国及び道においては、下記の2項目について確実に実行するよう、強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するもので、提出先については衆参の両院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、北海道知事ですので、皆様のご賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎報告第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第29、報告第7号 令和2年度財政健全化判断比率の報告についてを議題とします。

町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告書の提出がありましたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

#### ◎報告第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第30、報告第8号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告についてを議題とします。

津別町教育委員会教育長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件については、ご了承願います。

◎報告第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第31、報告第9号 北海道つべつまちづくり株式会社の経営状況についてを議題とします。

町長から令和2事業年度事業報告及び決算令和3事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第10号

○議長（鹿中順一君） 日程第32、報告第10号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、令和2年度5月分、令和3年度5月分、6月分、7月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時51分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全て終了しました。

これで令和3年第7回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時51分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員